

汲取り・単独処理浄化槽をお使いの方へ 合併処理浄化槽

令和 8 年

へ転換を検討してみませんか

転換の場合、補助金額の上乗せがあります！

詳しくは裏面の「補助金額」をご覧ください(条件あり)。

新設の補助金額 + **宅内配管工事に要する費用の額(上限 33 万円)**

+ **汲取り便槽又は単独処理浄化槽撤去工事に要する費用の額
(上限 12 万円又は 15 万円)※注**

※汲取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合のみ

転換するメリットとは

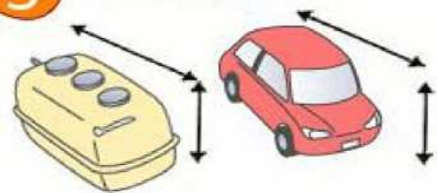
1 家庭から出る水の汚れを、
単独処理浄化槽の 8 分の 1
に減らすことができる！



2 水洗トイレで
快適生活！



3 設置スペースは
マイカー1台分



4 強化プラスチックで、
強度・耐久性もばっちり！



5 取り付け工事が簡単！
すぐに設置できます



転換により環境にやさしくなります

合併処理浄化槽は台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま流してしまう「汲取り」や、トイレからの汚水処理だけに対応した「単独処理浄化槽」と比べて排水の汚れが少なくなり、河川をきれいにします。



◎数値は 1 人が 1 日に出す水質汚濁物質の量を BOD で表したものです。

補助金額(令和8年度)

(1) 合併処理浄化槽の新設(次の(2)(3)以外の場合)

人 槽	金 額	人 槽	金 額
5人	332,000円	11~20人	939,000円
7人	414,000円	21~30人	1,472,000円
10人	548,000円	31~50人	2,037,000円

(2) 汲取り便所から合併処理浄化槽への設置替え

- ① 上記(1)に定める金額
- ② 宅内配管工事に要する費用の額(33万円を上限とする。)
※ 建替に伴い汲取り便所から合併処理浄化槽に設置替えする場合を除く
- ③ 汲取り便槽撤去工事に要する費用の額(12万円を上限とする。)
※ 汲取り便槽を完全に撤去する場合に限る(一部撤去する場合を除く)
※ 建替に伴い汲取り便所から合併処理浄化槽に設置替えする場合も含む
※ 申請前に汲取り便槽を撤去した場合は対象外

(3) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え

- ① 上記(1)に定める金額
- ② 宅内配管工事に要する費用の額(33万円を上限とする。)
※ 建替に伴い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする場合を除く
- ③ 単独処理浄化槽撤去工事に要する費用の額(15万円を上限とする。)
※ 単独処理浄化槽を完全に撤去する場合に限る(一部撤去する場合を除く)
※ 建替に伴い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする場合も含む
※ 申請前に単独処理浄化槽を撤去した場合は対象外

対象となる地域

- ① 公共下水道の計画のない地域または整備が7年以上見込まれない地域
- ② 農業集落排水施設による処理区域を除く地域
※ ただし、宅地開発時に集中浄化槽の設置を指導された一定規模以上の住宅団地は補助対象になりません。

主な支給条件

- ① 申請者が住むための専用住宅であること
・共同住宅、借家目的の建物は補助対象外です。
・店舗等併用住宅については、居住部分が延べ床面積の2分の1以上あれば原則として補助対象になります。
- ② 市税(延滞金含む)の滞納が無いこと
- ③ 汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽の設置であること
・合併処理浄化槽の設置された家屋の建替・増築や転居、合併処理浄化槽の更新などは補助対象外です。
※ 自然災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の設置を除く。
- ④ 設置工事及び補助金申請は年度をまたがることができません。

※ 対象となる地域その他詳細は岡山市ホームページで確認することができます。

ホーム>くらしの情報>水道・下水道・し尿・浄化槽>浄化槽>合併処理浄化槽の補助金関係
>合併処理浄化槽の補助金について

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015943.html> または QR コードから



問い合わせ先

岡山市環境局環境部環境保全課浄化槽対策室

電話:086-803-1294

FAX:086-803-1887